

給水装置工事主任技術者免状返納等の処分対象事案報告一覧

No	報告日時	報告者名	事案概要	違反条項名	事業者が行った処分	水道施設の機能に与えた障害等の有無	厚労省の処分
1	平成11年7月27日	京都市上下水道事業管理者	配水管からの分岐工事を事業者の承認を受けずに行った。	水道法25条の4第3項第4号 水道法施行規則第23条第2項	口頭注意	特になし	警告文
2	平成12年11月17日	茅野市長	工事の施工に当たり、適切に作業できないものに工事を施工させた。水道局の承認を受けた工法によらなかった。また、虚偽の報告を行った。	水道法25条の8 水道法施行規則第36条第1項第2号及び第3号 水道法25条の11第1項第6号	指定停止 7日間	特になし	警告文
3	平成12年12月12日	千葉県水道局長	給水装置工事を施工中に隣接区画の給水管工事を依頼され、水道局の承認無しに配水管からの取り出し工事を行った。	千葉県水道事業給水条例第5条 水道法25条の4第3項第4号 水道法施行規則第23条第2項	指定停止 1ヶ月	特になし	警告文
4	平成12年12月12日	千葉県水道局長	建築主に対し、水道局の承認無しに長期間不正に水道を使用した。	千葉県水道事業給水条例第5条 水道法25条の4第3項第4号 水道法施行規則第23条第2項	指定停止 3ヶ月	特になし	警告文
5	平成13年2月9日	千葉県水道局長	施行を下請け業者に完全に任せ、また水道局への工事検査の申請を怠り、建築主に対して不正に水道を使用した。	千葉県水道事業給水条例第6条 水道法25条の4第3項第4号 水道法施行規則第23条第2項	指定停止 1ヶ月	特になし	警告文
6	平成13年4月3日	千葉県水道局長	水道局の承認無しに工事を行った。不正に水道を使用した。	千葉県水道事業給水条例第5条 水道法25条の4第3項第4号 水道法施行規則第23条第2項	指定停止 3ヶ月	特になし	警告文
7	平成17年1月4日	千葉県水道局長	水道局の承認無しに工事を行った。不正に水道を使用した。	千葉県水道事業給水条例第5条 水道法25条の4第3項第4号 水道法施行規則第23条第2項	指定停止 6ヶ月	特になし	警告文
8	平成17年5月23日	千葉県水道局長	水道局の承認無しに工事を行った。不正に水道を使用した。井戸水配管と接合した。	千葉県水道事業給水条例第5条 水道法25条の4第3項第2号から第4号	指定停止 6ヶ月	特になし	警告文
9	平成17年7月11日	東京都水道局長	水道局の承認無しに工事を行った。工事の完了報告を行わなかった。不正に水道を使用した。	東京都水道事業給水条例第6条第2項第1号 水道法25条の4第3項第1号及び第2号 同法同条同項第4号 同法施行規則第23条第2項及び第3項	工事自粛勧告 1ヶ月	特になし	警告文
10	平成18年2月9日	熊野町水道事業管理者	施行を下請け業者に完全に任せ、また水道局への工事検査の申請を怠り、建築主に対して不正に水道を使用した。	水道法25条の4第3項第1号～第4号 水道法施行規則第23条第3号	指定停止 4ヶ月	特になし	警告文
11	平成18年6月6日	江別市水道事業管理者	水道局の承認無しに工事を行った。工事の完了報告を行わなかった。不正に水道を使用した。	水道法25条の4第3項第4号 水道法施行規則第23条第2号及び第3号	指定停止 6ヶ月	特になし	警告文
12	平成18年11月1日	堺市上下水道事業管理者	水道局の承認無しに工事を行った。工事の完了報告を行わなかった。不正に水道を使用した。(違反件数延べ61件)	水道法25条の4第3項第1、2、4号 水道法施行規則第23条第2号及び第3号	指定取り消し	特になし	警告文
13	平成18年3月30日	東京都水道局長	水道局の承認無しに工事を行った。工事の完了報告を行わなかった。不正に水道を使用した。	水道法25条の4第3項第1、2、4号 水道法施行規則第23条第2号及び第3号	工事自粛勧告 1ヶ月	特になし	警告文
14	平成18年2月2日	今治市長	クロスコネクションにより配水管内を流れる浄水に地下水(塩水)が混入した。また、無届工事であるため、工事の完了の報告を行わなかった。	水道法25条の4第3項第1、3、4号 水道法施行規則第23条第3号		特になし	警告文

給水装置工事主任技術者免状返納等の処分対象事案報告一覧

No	報告日時	報告者名	事案概要	違反条項名	事業者が行った処分	水道施設の機能に与えた障害等の有無	厚労省の処分
15	平成20年1月4日	札幌市水道事業管理者	水道局の承認無しに工事を行った。不正に水道を使用した。(違反件数延べ3件)	水道法25条の4第3項第1、2、4号 水道法施行規則第23条第2号及び第3号	指定停止 2ヶ月	特になし	警告文
16	平成20年11月18日	千葉県水道局長	水道局の承認無しに工事を行った。不正に水道を使用した。	水道法25条の4第3項第4号 水道法施行規則第23条第2号及び第3号	指名停止 1ヵ月	特になし	警告文
17	平成20年12月3日	鳥取市長	水道事業者に対する工事申請及び工事完了検査が実施されており、水道事業者による確認が実施されたものの、その際にも誤接合を発見できず、住民が居住後に誤接合であることが判明した。	明確に水道法違反とまでは言えないものの、事故の再発防止の観点から、主任技術者に対し注意喚起を図るための事務連絡文書を発出。		特になし	注意喚起
18	平成20年12月11日	湯浅町長	水道事業者に対する工事申請及び工事完了検査が実施されており、水道事業者による確認が実施されたものの、その際にも誤接合を発見できず、住民が居住後に誤接合であることが判明した。	明確に水道法違反とまでは言えないものの、事故の再発防止の観点から、主任技術者に対し注意喚起を図るための事務連絡文書を発出。		特になし	注意喚起
19	平成21年1月19日	深谷市長	水道事業者に対する工事申請及び工事完了検査が実施されており、水道事業者による確認が実施されたものの、その際にも誤接合を発見できず、住民が居住後に誤接合であることが判明した。	明確に水道法違反とまでは言えないものの、事故の再発防止の観点から、主任技術者に対し注意喚起を図るための事務連絡文書を発出。		特になし	注意喚起
20	平成21年5月22日	大津市水道、ガス管理事業者	水道局の承認無しに工事を行った。工事の完了報告を行わなかった。不正に水道を使用した。	水道法25条の4第3項第1、2、4号 水道法施行規則第23条第1号、第2号及び第3号	指定取り消し	特になし	警告文
21	平成21年7月9日	青森市公営企業管理者	水道局の承認無しに工事を行った。工事の完了報告を行わなかった。不正に水道を使用した。	水道法25条の4第3項第1、2、4号 水道法施行規則第23条第2号及び第3号	指定取り消し	特になし	警告文
22	平成22年2月16日	守口市水道局長	水道事業者に対する工事申請及び工事完了検査が実施されており、水道事業者による確認が実施されたものの、その際にも誤接合を発見できず、住民が居住後に一定期間が経過してから誤接合であることが判明した。	明確に水道法違反とまでは言えないものの、事故の再発防止の観点から、主任技術者に対し注意喚起を図るための事務連絡文書を発出。		特になし	注意喚起
23	平成22年2月26日	千葉県水道局長	水道局の承認無しに工事を行った。工事の完了報告を行わなかった。	水道法25条の4第3項第1、2、4号 水道法施行規則第23条第2号及び第3号	指定停止 1ヶ月	特になし	警告文
24	平成22年3月26日	札幌市水道事業管理者	水道局の承認無しに工事を行った。工事の完了報告を行わなかった。不正に水道を使用させた。	水道法25条の4第3項第1、2、4号 水道法施行規則第23条第2号及び第3号	指定停止 6ヶ月	特になし	警告文
25	平成23年2月7日	千葉県水道局長	水道局の承認無しに工事を行った。工事の完了報告を行わなかった。不正に水道を使用させた。	水道法25条の4第3項第1、2、4号 水道法施行規則第23条第2号及び第3号	指定停止 3ヶ月	特になし	警告文
26	平成23年3月28日	札幌市水道事業管理者	水道局の承認無しに工事を行った。工事の完了報告を行わなかった。	水道法25条の4第3項第4号 水道法施行規則第23条第1、2、3号	指定停止 6ヶ月	特になし	返納命令 (No.24と同一の主任技術者によるもので、故意の違反行為の繰り返しと認められるため)
27	平成23年12月13日	佐世保市水道事業及び下水道事業管理者	水道局の承認無しに工事を行った。工事の完了報告を行わなかった。不正に水道を使用させた。	水道法25条の4第3項第1、2、4号 水道法施行規則第23条第2号及び第3号	指定停止 6ヶ月 指定取消 告訴	特になし	警告文